

平和市長会議規約（日本語文・英語文）の改正について

1 改正の趣旨

近年の加盟都市の拡大や今後の活動内容の充実に対応するため、事務局に事務総長及び事務次長を置く等事務局に係る規定について所要の改正をしようとするものである。

2 改正の内容

現行	改正案
<p>第5章 事務局 (事務局の設置)</p> <p>第11条 この機構の事務を取り扱わせるため、<u>広島市</u>に事務局を置く。 (職員)</p> <p>第12条 事務局に<u>事務局長</u>のほか若干名の職員を置く。 2 <u>事務局長及び職員は会長が任命する。</u></p>	<p>第5章 事務局 (事務局の設置)</p> <p>第11条 この機構の事務を取り扱わせるため、<u>公益財団法人広島平和文化センター</u> (以下「<u>広島平和文化センター</u>」という。)に事務局を置く。 (職員)</p> <p>第12条 事務局に<u>事務総長及び事務次長</u>のほか若干名の職員を置く。 2 <u>事務総長は、広島平和文化センター理事長をもって充てる。</u> 3 <u>事務次長は、広島平和文化センター常務理事をもって充てる。</u> 4 <u>事務総長及び事務次長以外の職員は会長が任命する。</u> 5 <u>事務総長は、事務局の事務を統括する。</u> 6 <u>事務次長は、事務総長を補佐し、事務総長に事故があるとき又は事務総長が欠けたときは、その職務を代理する。</u></p>

3 施行期日

2013年8月6日